

(2) 学校における働き方改革のための業務改善方針について 令和7年度盛岡市総合教育会議

1 時間外在校等時間の状況（市立小・中学校）

(1) 時間外在校等時間の状況

表1 時間外在校等時間が月100時間以上の職員数(年平均)

小学校	中学校
R5：15.3人 R6：12.9人	R5：13.5人 R6：15.8人

表2 時間外在校等時間が月80時間以上の100時間未満の職員数(年平均)

小学校	中学校
R5：48.0人 R6：48.2人	R5：27.3人 R6：36.0人

表3 時間外在校等時間数(一人当たり月平均)

小学校	中学校
R5：45.2時間 R6：44.2時間	R5：45.4時間 R6：45.1時間

(2) 職種ごとの時間外在校等時間

図1 【小学校】職種ごとの一人あたりの月平均時間外在校等時間(R6年度)

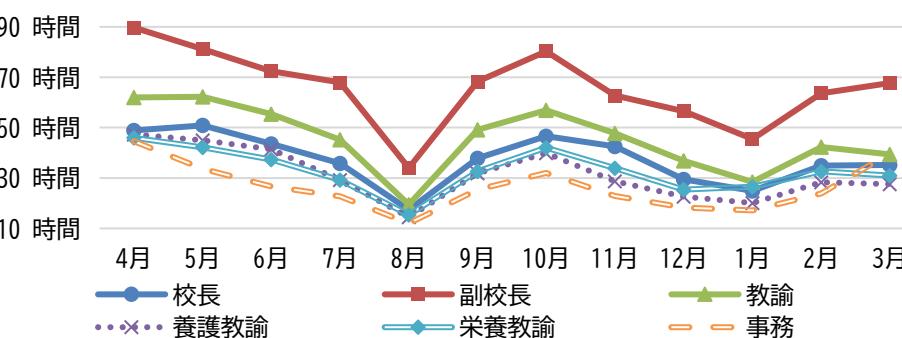
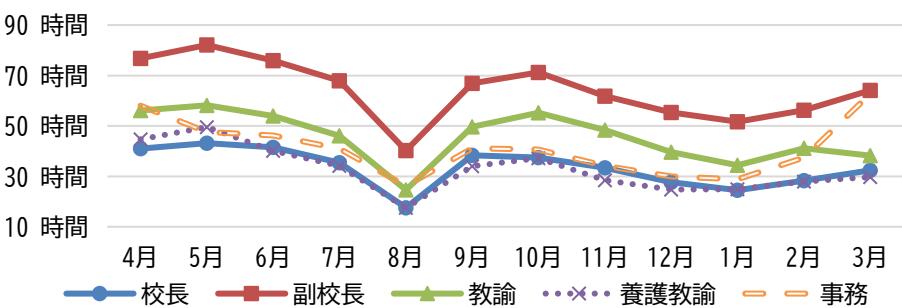


図2 【中学校】職種ごとの一人あたりの月平均時間外在校等時間(R6年度)



(3) 時間外在校等時間の要因

- ア 小学校では、校内担当業務、担任業務、保護者・地域の対応、授業準備の割合が高い。
- イ 中学校では、校内担当業務、部活動、授業準備の割合が高い。
- ウ 生徒指導事案対応で時間外在校等時間が増加する場合がある。
- エ 年度始めから修学旅行、運動会が重なる時期、学習発表会や文化祭、その他の大会が重なる時期には一人平均の時間外在校等時間が多い。

(4) 課題

- ア 特定の教員に業務が集中しないよう、業務を支援する職員の配置など業務遂行体制の整備が必要となっている。
- イ 行事を含めた業務内容の精選、縮減が必要となっている。
- ウ 業務の効率化を図るため、校務支援システムやICT等の積極的な活用が必要となっている。

2 盛岡市教育委員会の取組

(1) 業務改善方針に関する目標

教育委員会が策定する「学校における働き方改革のための業務改善方針」を令和7年4月に改定。

① 働くことへの充実感や健康面での安心感の向上に関する目標

- ✓ 授業や授業準備に集中できている。
- ✓ 自分の仕事にやりがいを感じている。
- ✓ 健康でいきいきと働いている。

② 時間外在校等時間に関する目標

- ✓ 時間外在校等時間を、月45時間、年間360時間を超えない。
- ✓ 時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員数を、前年度比で削減する。
- ✓ 一人あたりの月平均時間外在校等時間を、前年度比で削減する。

(2) 学校における働き方改革のための業務改善方針について 令和7年度盛岡市総合教育会議

(2) 取組事項

① 「学校・教師が担う業務に関する3分類」を徹底する取組

1 働き方に関する視点を位置付けた学校経営計画の作成と活用

- ・市教育委員会はヒアリングや校長会との意見交換を通して、取組状況を把握し、「**学校・教師が担う業務に関する3分類**」を徹底する**取組の好事例（3頁参照）**について、各学校へ周知を図る。
- ・各学校は、学校経営計画の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する事項を明記し、教職員の共通理解と意識改革を図る。

2 統合型校務支援システムの活用

教員の業務の軽減と効率化を推進するため、統合型校務支援システムを活用する。

3 保護者、地域、関係機関等への現状の周知と協力要請

学校の働き方改革の取組についての理解と協力を得るため、保護者、地域、関係機関等へ文書通知や要請活動を行う。

4 スクールアシスタントや部活動指導員等の配置

小・中学校にスクールアシスタント、中学校に部活動指導員など、専門スタッフを配置する。

5 電話対応業務削減の取組

時間外在校等時間の削減につなげることができるように保護者に周知する。

② 子どもたちと向き合う時間を確保するための負担軽減の取組

6 不登校生徒等対策事業（不登校相談員配置）

不登校対策に向けた支援体制の充実に向け、不登校生徒対策相談員を配置する。

7 スクールサポート事業（スクールアシスタント配置）

個別に配慮が必要な児童生徒に対し学習指導等を行うスクールアシスタントを配置する。

8 学校図書館推進事業（学校司書配置）

学校図書館の環境整備や貸し出しシステムの効率化等、図書館活用推進を支援する。

9 教職員の働き方改革推進事業（部活動指導員配置）

中学校教員の多忙化解消を図るために、部活動指導員を配置する。

10 教育活動推進事業（少人数指導非常勤講師配置）

基本的生活習慣の定着と基礎学力の向上を図るために、少人数指導非常勤講師を配置する。

11 共同学校事務室（加配事務職員配置）

共同学校事務室との連携を通して、事務機能の強化を図る。

12 管理・評価等における電子媒体の活用推進

出席簿、通知表、指導要録などの電子媒体の活用を推進する。

13 報告文書の精選

市教育委員会が行う各種調査等の精選、報告文書等の簡略化を図る。

14 研修会等の精選

公開講座、学校訪問、会議などを精選する取組を継続する。

15 学校公開研究会における資料等の精選と活動

学校公開研究会の研究紀要等の資料については、簡素化を図る。

16 「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」の改訂

令和元年12月に改訂版を策定した方針に基づいて、取組を推進する。

③ 健康でいきいきと働くための健康確保の取組

17 勤務時間の管理

小・中学校では統合型校務支援システム、市立幼稚園・高等学校では、勤務時間管理システムにより、時間外在校等時間を把握する。

18 一斉定時退勤日の設定

学校ごとに、毎月の「定時退勤日」を設定する。

19 長期休業中の学校閉庁日の設定

夏季休業期間に「学校閉庁日」を設定する。

20 安全や衛生に関する委員会の開催

安全や衛生に関して、職員から意見を聴くための会議を実施する。

21 産業医の配置

教職員数50人以上の学校に専任の産業医、50人未満の学校全体の産業医を配置し、高ストレス者の面接、職場復帰支援等を実施する。

22 留守番電話の設置

小・中学校の事務用電話に留守番電話機能を付加する。

盛岡市立小中学校における「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底する取組の好事例

1 基本的には学校以外が担うべき業務	2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>① 登下校に関する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員、スクールガード、地区民生委員、PTA組織等による協力 ・昇降口の開錠時刻を保護者へ周知して、朝の時間帯の負担軽減を図る。 ・学校開錠時刻の変更 <p>② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会構成員や交番等との連携 ・学校窓口の一本化 <p>③ 学校徴収金の徴収・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金集金から口座振替への変更 ・各学年の集金額を統一 ・業者販売や旅行集金等について、学校を介さず直接業者へ納入・インターネット決済 ・購入教材等の精選 <p>④ 地域ボランティアとの連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の準備、運営に係るボランティア募集 ・学校運営協議会との連携 ・同窓会との連携 ・公民館事業を活用した講師派遣 	<p>⑤ 調査・統計等への回答等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力調査の集計業務を外部業者へ委託 ・担任外やスクールアシスタントが対応 ・スクールサポートスタッフ等の活用 ・ICT活用による効率化 ・データによる管理 <p>⑥ 児童生徒の休み時間における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織や学校支援ボランティア、学生支援等の活用 ・活動の見直し ・担任外（管理職含む）や輪番による見守り <p>⑦ 校内清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃時間の短縮や清掃をしない日の設定 ・保護者やスクールサポートスタッフ、学校生協の活用 <p>⑧ 部活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置、外部コーチの委嘱、学校支援ボランティアによる指導支援 ・クラブの在り方を保護者と検討（練習日の削減等）、常設部の統廃合 ・盛岡市地域スポーツ活動体制整備事業の推進による顧問の負担軽減 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA専門部を廃止し、ボランティア制に移行 ・デジタル連絡ツールによる欠席連絡 ・文書のデータ送信 ・学校HP情報の常時発信 	<p>⑨ 給食時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪番制と栄養士や養護教諭による補助 ・アレルギー対応における職員室掲示板の活用 <p>⑩ 授業準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前授業等による勤務時間内の会議実施 ・校内研における指導案作成の簡略化及び授業づくりにおける共同研究体制の構築 ・デジタルドリルの活用（ワーク等の家庭集金額の減額にもつなげる。） ・スクールサポートスタッフ等の活用 ・年間授業時数の見直し、週の授業時数の削減 ・ICTの活用による教材等の共有化 ・小学校における専科指導及び交換授業の実施 ・外部講師の積極的活用 <p>⑪ 学習評価や成績処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの運用 ・通知表様式の見直し及び押印の廃止 <p>⑫ 学校行事の準備・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の見直し ・PTAやボランティア、旧職員等の活用 ・職員体制対応により、担任等の負担軽減 <p>⑬ 進路指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース化の推進 ・複数教職員による指導と事務 <p>⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSW、こども家庭センターとの連携 ・教育相談体制の組織化 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の短縮化 ・電話対応時間の徹底 ・日課表の工夫による会議や業務時間の確保 ・生成AIを活用した校務効率化

(2) 学校における働き方改革のための業務改善方針について 令和7年度盛岡市総合教育会議

3 納付法*の改正（令和7年6月18日公布）

* 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(1) 趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の待遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

(2) 概要

1 学校における働き方改革の一層の推進

I 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

II 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。
- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

2 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることする。

3 教員の待遇の改善

I 高度専門職にふさわしい待遇の実現

教職調整額の基準となる額を、令和7年度から令和12年度までの間に給料月額の4%から10%まで、段階的に引き上げる。

II 職務や勤務の状況に応じた待遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を決めることとする。
(学級担任への加算を想定)
- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

3 国の目標

令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教職員について、一月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減

4 施行期日

1 学校における働き方改革の一層の推進

2 組織的な学校運営及び指導の促進

➤ 令和8年4月1日施行

3 教員の待遇の改善

➤ 令和8年1月1日施行

学校と教師の業務の3分類

(R7.9.26文部科学省資料)

国として、教育委員会が講ずべき措置の内容として、新たに示されたもの。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

ます取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 新 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 新 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 新 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 新 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 新 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 探点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

「すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」を目指して ～令和7年6月11日 納特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子どもに全力で向き合えるようにするため、働き方改革を徹底して進めます

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実によるマンパワーの拡充

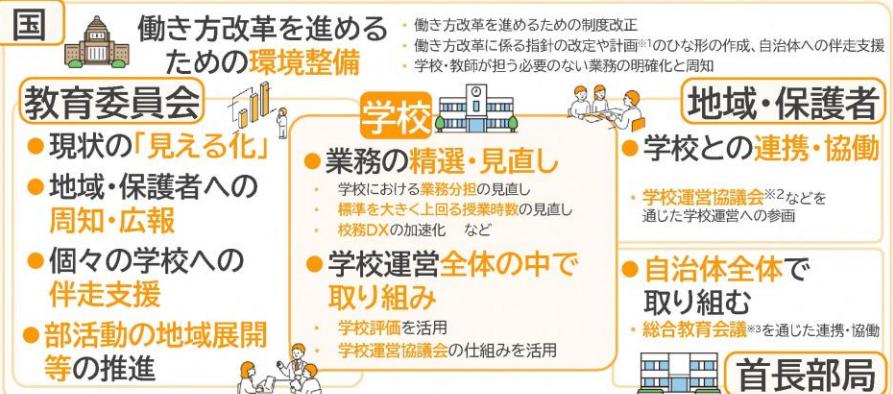
さらに

教師の職務の重要性にふさわしい待遇の改善を進めます

- 約50年ぶりとなる教職調整額の引上げ 等



学校の働き方改革



学校の指導・運営体制の充実

教師の待遇改善

*1 業務量管理・健康確保指置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

*2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

*3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます

子どもたちへのより良い教育のために

さらなる学校へのご協力をお願いします



1

教師を取り巻く環境

いじめなどのスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加
課題が増加

いじめの重大事態の発生件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6
小学校	2時間8分	2時間48分 40分増
中学校	3時間2分	3時間44分 42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態

平均時間外在勤務時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約4.7時間)

臨時講師等が確保できない「教師不足」

採用選考試験の倍率は過去最低

(令和6年に小学校で2.2倍)

▶ 教師が子どもにもっと向き合えるようにする必要があります！

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

●働き方改革を進めるための仕組み作り

●教職員定数の改善
●支援スタッフの充実

●教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、地域や保護者の皆様のご協力が不可欠です！

3

ご協力いただきたいこと

✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、学校運営に参画

✓ 学校以外が担うべき業務の役割分担の見直しへのご協力
(登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)

✓ 学校行事や業務の見直しへのご理解



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定时间内に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください